

# 漢文教科書における時文教材

## ―明治期の検定制度との関わりから

木村 淳

はじめに

明治十年代、漢文が授業内容や教科として中学校等の教育課程に組み込まれ、現在の漢文教科書の原型ともいうべき教科書が編まれ始めた。しかし、編集時に依拠すべき当時の教則や法令は教科の方向性を示すだけのもので、教材の選択や各学年の指導内容などについて具体的に指示がなされたのは、中学校では明治三十五年（一九〇二）二月六日公布の「中学校教授要目」（文部省訓令第三号）が最初である（以下「要目」）。

教科書の発行は、明治初期は自由発行制を取っていたが、明治十年代からは思想の統制や劣悪な教科書を取り締まるために、文部省は教科書の調査を始めた。そして自由発行制から、採択した教科書を届け出る開申制（明治十四年（一八八一））、採択予定の教科用図書について認可を受け

る認可制（明治十六年（一八八三）と移り変わり、明治十九年（一八八六）には検定制度が始まり、教則をもとに教科書の適否が判断された。しかし、詳細な「要目」公布後も、出版者側の意図と文部省の基準は必ずしも一致せず、不適切であると見なされた教材は少なくなかった。本稿は、時期によって評価の異なる漢文教材群の一つである時文教材を例として検定制度が教材の変遷に及ぼした作用の一端を明らかにしようとするものである。

時文とは、当時の規定を借りるなら、「上論、国書、奏摺、照会文、告示文、吏牘、尺牘等より新聞雑誌の論説、記事、雑報、広告、及び各種の手形、受取証書類等に至る凡べて支那現時の通俗文」の総称である（引用文は常用漢字に改め、訓点等は省略した。以下同じ）。現在調査した明治期の中等学校漢文科用の検定済教科書の中で、副読本を除き、時文を採録した教科書は計二十一種で、明治三十

二年（一八九九）から四十四年（一九一一）の間に集中している。この間の検定済の漢文科用教科書は合計七十五種（未見のものは除く）あり、約三割の教科書に時文が採録されていた。時文採録の教科書数を発行年別に分けると次のようになる。

明32…1、明34…3、明35…3、明36…5、明37…1、  
明38…2、明39…2、明40…1、明41…1、明43…1、  
明44…1

時文教材を収めた教科書は明治三十年代前半に現れて、明治三十六年（一九〇三）に最も多くなるが、その後増えることはなく、時文の採録も終わった。その変遷に検定制度がいかに関わっているか、検定時に使用された教科書に残されている修正意見をもとに検討を加えていきたい。

本稿で扱う修正意見の記された教科書は、すべて東京書籍附設教育図書館東書文庫所蔵のものである。本稿をまとめるにあたり、さらに国立教育政策研究所教育研究情報センター教育図書館、筑波大学附属図書館所蔵の教科書も使用させていただいた。

## 一 時文教材の採録理由

時文を漢文教育に盛り込むという提案は、日清戦争が契

機となり、明治三十年（一八九七）頃から見られるようになった。中国で日常的に使用する時文を理解することが急務となった今日では、「清朝近時の文章の、成るべく通俗に近きもの、即ち、彼の土の新聞紙上に用ひらるゝ、が如き文章」を初学者に学ばせることで、漢文教育のあり方を改革しなければならぬという主張がなされた。<sup>3</sup>三浦叶氏は明治三十一年に時文を収めた国光社編、副島種臣閱『中等漢文読本』十卷（深邊祐順）が出版され、その後も時文の読本が続いて発行されたのは、日清戦争の勝利によって中国及びアジアに対する「自覚認識」が高まり、中国からの留学生も増え、中国の文化や現在の中国事情を知ろうという社会的状況が背景にあると指摘している。<sup>4</sup>この教科書の実際の初版は明治三十年（一八九七）五月二十一日発行のもので、明治三十二年（一八九九）三月二十三日の訂正再版が検定済となった。時文は初版から訂正再版まで収められており、現時点の調査では不認可のものも含め、この教科書が最も早く時文教材を採録した。

時文への社会的関心が高まり、漢文教育の転換の必要性も唱えられていた明治三十年代初めには、時文の提案も含めて、漢文教科書の構成も変化を見せていた。その一つに漢文が道徳教育ばかりではなく、他教科に関する語彙を学

ぶことができる、極めて実用的な教科であることを示すために、幅広い内容の教材を扱った教科書が増え始めたことが挙げられる。そして、明治三十一年（一八九八）に文部省が各教科の教授内容や方法をまとめて参考として配布した『尋常中学校教科細目調査報告』（文部省高等学務局）への反発も総合的な教材構成の教科書の出版を推し進めた。島田重礼・那珂通世による「尋常中学校漢文科教授細目」は、道徳教育に偏重し、教材も『資治通鑑』等の歴史書が過半数を占めていると批判が起こり、それに抵抗して、小学校の国語読本の体裁に倣って徳育以外の教材も多く採録すべきであるという提案もなされた。教科書の調査を行っていた文部省の担当者も、道徳教育を重視した文部省の試案ではなく、総合的な編集方針のほうを評価していた。漢文教育の有効性を訴えるために総合的な教材を揃えた教科書が多く編まれた時期に、社会情勢の変化により関心が寄せられていた時文も、漢文教材の幅を広げる教材の一つとして採録されるようになった。

前述の『中等漢文読本』に採られた時文教材は、「中日通商行船条約」である。その採録意図は、「官府公文、古来別有一体、頗与尋常文章異、況、現時清廷所用、更爲異体也。読者亦不可不知焉。故本編別附之於第十卷末尾、以資

読者。」と説明がある。漢文教材としての時文の役割は、まず様々な文体や古典にはない語彙を学ばせ、公用文などの書式を理解させることで漢文の実用性を主張することにあった。

他の教科書においても、例えば『中等漢文新読本』には、「支那人ノ作レルモノハ、独リ古文ノミナラズ、又時文ヲ交ヘ採リテ以テ古今ノ文体ニ併セ通セシメン」ヲ力メタリ。」と、やはり「古今ノ文体」を学ばせることを目的に時文を採ったと説明がある。この教科書には新聞から採録した『時務報』「四十日環游地球」、『知新報』「窮探北冰洋」、『清議報』「訥耳遜（ネルソン）逸事」（梁啓超「偉人訥耳遜逸事」）が収められている。「四十日環游地球」はシベリア鉄道が四十日間で地球を一周できるという記事で、「窮探北冰洋」はアメリカの北極探検家、ピアリーが一八九四年にグリーンランドで隕石を発見した記事である。「訥耳遜逸事」はイギリスのネルソン提督が幼少の頃から榮譽を忘れなかつたという逸話の紹介である。前者二篇が知識を増やす教材であるのに対し、こちらは道徳的教材を兼ねる。時文教材の役割として次に挙げられるのは、近い時代の出来事、人物に関する内容の文章によって興味を引き、知識を増やすことである。

こうして時文も一部で採用が続けられ、明治三十五年（一九〇二）二月には、言わば明治三十年代前半の数々の試みが結集した「要目」が公布された。ここに定められた漢文科の内容・程度の概略を述べれば、第一学年は、「単語単句」により国語との異同を示し、「我国近世作家ノ用語平易ニ構造簡易ナル短章」を中心に、国語の漢訳と原文の対比も時に取り入れている。第二学年はさらに「我国近世作家ノ簡易ナル叙事文或ハ伝記、紀行等ノ文意完結セル短編ヲ加フ」（頼山陽『日本外史』、大槻盤溪『近古史談』、塩谷宥陰『宥陰存稿』、安井息軒『読書余適』等）。第三学年はさらに「我国作家ノ論説文ヲ加フ」（頼山陽『日本外史』「敍論」等）。第四学年は、散文はさらに「支那作家ノ簡易ナル伝記、紀行等ノ文ヲ加フ」（清初作家、唐宋八家、佐藤一斎、松崎謙堂等）。詩は『唐詩選』等。第五学年は、散文はさらに「史記、蒙求、論語ノ類ヲ加フ」。詩は同じく『唐詩選』を用いる。特別な指示はないが、明治三十年代前半の試みが引き継がれて、平易な教材には卑近な内容の教材が採られ、総合的な内容の教科書も多く編まれ続けた。

時文教材は前述のように明治三十六年（一九〇三）に採録数を増やしたが、「要目」に指示はない。時文教材の採

録をさらに促したのは、明治三十六年二月、全国的な教育者の組織である帝国教育会の漢文教授法研究部の決議案である。明治三十五年（一九〇二）十二月、帝国教育界内に漢文教授法研究部が設立され、漢文の教授内容について調査が行われた。翌年の二月、当該研究部は中等教育の漢文科に時文を加えることを討論により可決した。後に中等教育の漢文科の目的、分量、時数、材料について試案をまとめた際に、第四、五学年で時文を盛り込む決議案が可決された。これらの議決には法的拘束力はなかったものの、時文教材の採録に影響を及ぼしたと考えられる。

しかし、時文を中学校で教えることについては反対意見も多かった。法費慶次郎は、おそらくこの帝国教育会議案可決に言及して、授業数が足りないために中学校の漢文の時間に時文を組み入れることに反対した。何よりも、「今日の支那語時文に於ては、世界の運命を支配し、世界の幸福に影響するが如き大思想大発明は包含せられぬ」ために、時間を割く必要はないと判断した。国文でも中学教育の材料に供すべきものは欠乏しており、日本では「心血を注ぎしやうなる著述は殆んどすべて漢文である」ため、中学生にとつては時文を学び中国との交流を考えるよりも、「今日我國民が我国に生息し行く上に於て、古文の素養がなけ

れば、一日も立ち行かぬを深く思ふのである」と、中等教育の漢文科では古文（漢文）こそ学ぶべきであると説いた。

やや遡り、明治三十四年（一九〇一）四月十日には、伊藤松雄編『清国時文類纂』（明治書院、明治三十四年一月一日）という時文の読本が検定不認可となっている（検定の担当は長尾楨太郎〔雨山〕）。この教科書には修正意見は記されていないが、時文専門の読本であることが不認可の理由であるだろう。版を重ねて出版されているので、一般書としては読まれていたようであるが（架蔵のものは明治三十五年五月二十日発行の三版）、中学校では時文に多くの時間を割くことは認められなかった。漢文教育の改革の一つの手段という提案はあったものの、あくまでも時文は多様な教材の一つで、根幹から中等教育の漢文科の目的や指導内容を変えるものではなかったのである。

時文教材には、学習に一定の時間を要し、かつ内容も学生の将来にあまり有意義ではないという問題が含まれていたことが、採録を終えた一つの要因ともなったと考えられる。続いて「要目」公布後の時文教材への修正意見と、問題視された時文教材について整理、検討を行う。

## 二 本稿で扱う教科書と調査の担当者

検定に用いられた教科書に記されている修正意見のうち、現在確認できるものでは、明治三十年代前半に、時文の教材に関して特別な指示は見あたらない。ここでは明治三十五年（一九〇二）二月の「要目」公布後から、時文が最後に採録された四十四年（一九一）までに検定を受けた教科書を扱う。

教科書の検定を希望する発行者は所定の書類に手数料を添えて、教科書を二部文部省に提出した。検定に使用された教科書には、表紙に小さな四角の紙片が貼られていることがあり、そこに調査をした人物の署名や認印が残されている。署名や認印は教科書貼付の修正意見を記した付箋にも見えることもある。

本稿で扱う範囲では、総務局図書課（文部省官制中改正〔勅令第二〇八号〕、明治三十三年五月十九日以降）と官房図書課（同上〔勅令第二二七号〕、明治三十六年十二月四日以降）に属する図書審査官が主に検定を担当していたが、図書局・図書課以外の人物も調査を行っていた。今回取り上げる漢文教科書の調査に当たったのは、渡部董之介（図書課・図書局長）、林泰輔（東京高等師範学校教授）、岡田

正之（学習院大学教授・東京帝国大学文科大學助教授）、幣原坦（視学官）と一応推定しておく。「大江」印、「孝明」印は特定できていない。<sup>(15)</sup>

名前を記した紙片の他に教科書の表紙には、特定の書式はないが、主に第一巻に「□」（大半が後から貼ったラベルに隠れて見えない）甲一〇〇一号（中学校用）三十三ノ十二、十一受 共六」等のように、整理番号や使用する学校の種類が記されている。受入日は明治三十三年（一九〇〇）頃から記されるようになった。他の巻には整理番号と合計冊数のみが記されていることが多い。

標題紙や封面には、書架の番号を示す印や「検定出願図書／文部省図書課（または局）」等の朱印が押されているが、特に検定の実態を調査する上で注意すべきは、「」図甲「」号附属（「」冊）／明治「」年「」月「」日 検定／中学校「」科」という印である。「」は空欄で、後から必要事項を記入するようになっており、この印によって検定が行われた年月日が分かる。さらに一部の不認可の教科書には「検定不認可」という印もあり、検定を通過しなかったことが確認できる。<sup>(16)</sup>

本稿で扱う教科書は次の通り。編著者名、教科書名・巻数、出版者、発行日、文部省受入日、検定年月日、検定の

担当者の順に示し、検定年月日の早いものから列挙する。

〈1〉清水平一郎編、西村豊校『漢文新読本』五巻、郁文舎、明治三十七年九月二十六日、同年九月二十七日受、明治三十八年一月二十一日検定、大江。訂正第二版（明治三十八年一月十四日）が同年一月二十一日に検定済。

〈2〉秋山四郎著『新撰漢文読本』十巻、金港堂書籍、明治三十八年十一月五日、同年十一月九日受、明治三十九年一月二十四日検定、大江。訂正再版（明治三十九年一月十八日）が同年一月二十四日に検定済。

〈3〉国語漢文研究会編、簡野道明校『改訂新編漢文教科書』五巻、明治書院、明治三十九年十一月三日改訂、明治三十九年十月三十一日受、明治四十年二月四日検定、「孝明」印。改訂再版（明治四十年二月一日）が同年二月四日に検定済。

〈4〉国語漢文会編、渋谷啓蔵校『新編漢文読本』五巻、山海堂書店、明治四十年九月十八日、同年九月十六日受、明治四十一年一月二十一日検定、大江・岡田。訂正再版（明治四十一年一月十一日）が同年一月二十一日に検定済。検定年月日は教科書の書入れに従ったが、『検定済教科書表』では「明治四十一年一月十八日」とする。<sup>(17)</sup>

〈5〉市村瓊次郎編『中学漢文読本』五巻、明治四十二

年十二月十五月初版、金港堂書籍、同年十二月五日受、明治四十三年二月十七日検定、幣原。訂正再版（明治四十三年二月八日）が同年二月十七日に検定済。

〈6〉服部宇之吉編『漢文新読本』五巻、明治図書書籍、明治四十一年十一月二十二日、同年十一月二十日受、明治四十二年二月四日検定、幣原。訂正再版（明治四十二年一月二十六日）が同年二月四日に検定済。

〈7〉啓成社編輯所編『帝國漢文読本』五巻、啓成社、明治四十二年十一月三十日、同年十一月二十九日受、明治四十三年三月七日検定、幣原。訂正再版（明治四十三年二月二十八日）が同年三月七日に検定済。

〈8〉深井鑑一郎編『中等漢文定本』五巻、宝文館、明治四十二年十一月二十五日、同年十一月二十二日受、明治四十三年（教科書の検定年は「四二」と記されているが誤記であろう）一月六日検定、幣原。訂正再版（明治四十二年十二月二十三日）が明治四十三年一月六日に検定済。しかし、「明治四十二年十二月二十八日検定ス」と公表されている。<sup>18)</sup>

〈9〉沢柳政太郎・岩垂憲徳著『中等漢文』五巻、森山章之丞、明治四十三年十一月二十三日、同年十一月二十四日受、明治四十四年二月二十日検定、渡部・大江。修正再

版（明治四十四年二月十七日）が同年二月二十日に検定済。以上の教科書は初版と改訂版の検定年月日が同じであるが、やはり受入日から記載された日付までの間に最初の検定が行われ、その結果が何らかの形で出版者側に伝えられたものと考えられる。具体的な日付の分かる付箋をもとに判断すると、受入日から初版の検定までには二ヶ月の開きがあるが、初版の検定時の意見をもとに修正を加えた訂正版は一週間程度で発行され、その後数日程度で検定済となった。<sup>19)</sup> すべての教科書の手順は確認できないが、一応の目安にはなるだろう。

### 三、時文教材への修正意見

それでは、時文教材に付けられた修正意見と、問題視された教材について見ていきたい。

①吳汝綸「東遊日記」〔『東遊叢録』「摘抄日記」五月二十八日・二十九日〕「吾輩自給貲費蓋学堂並無待客之費故也ノ十七字ケツル（黒）不問（朱）」（一）五・一一一頁下。以下同様に教科書の番号、巻数、丁・頁数、付箋・書き入れの位置、墨の色を記す。吳汝綸が高等師範学校を視察し、その設備や授業内容等を記したものである。「無待客之費」ということが体面に関わるとの判断であろうか。訂

正版ではこの箇所を削除し、誤字等に訂正が加えられた。

②同『東遊叢録』『筆談』(「井上哲次郎筆談」)「時文体」(9)五・一四九頁上部に朱の書き入れ。教育、倫理、文化の継承等について井上哲次郎と筆談した記録である。

この教材は削除されずに誤字や返り点に修正が加えられて訂正版にも採録された。

③賈恩絳『定武学記』『希望』『時文』(6)四・一三頁(下朱)。本文の「吾国風尚所趨、全以苟且委靡敷衍、為討便宜之無上妙著」という箇所の頭注に「苟且委靡敷衍二字、時文用為苟且塞責之義。」(二五頁)、「便宜二字、時文用為便利、利益又賤備之義。」(二六頁)とあり、時文での用法を説明している。時文特有の用法が漢文学習には不適切であると判断された。この教材は改訂版では安積信(良齋)「耐軒詩草序」に入れ替えられた。

④「以下五章時文」(6)五・一三九頁下朱。さらにこの付箋の右上に朱で「削」の書入れ。この五章とは「予備立憲之上論」「關於教育宗旨之上論」「改定官制摺」「通籌鐵路弁法摺」、清国農工商部・度支部「清国総理衙門考定度量權衡開弁情形摺」を指している。すべて削除され、代わりに『漢書』、韓愈、柳宗元、歐陽修等に入れ替えられた。

理由は記されていないが、時文であるために削除するよう修正意見が付いて削られた教材には次のものがある。

⑤「第四十三八以下全部削除」(1)五・一一六頁下黒。「以下」だけ朱で後から加えられた。第四十三以下の教材とは、訳倫教報「記俄国水師義船」、李鴻章「答日本東邦協会頭書」、『中外申報』「廣告」、袁世凱「留學生訓条」である。

⑥「教育宗旨、抄清国教育五大綱」「尊孔」「已下二篇」(3)五・目次五頁朱。付箋が半分欠損して、この修正意見の続きは分からないが、改訂版ではどちらも削除されているので、削るよう指示があったのであろう。

⑦「清国皇帝国書」「削」(8)五・一五五頁下黒。次に収められた「大日本皇帝陛下国書」とともに削除。

⑧「同文滬報」「欽使覲見述函」(「那欽使頌詞」)「清国皇帝陛下国書」「日本国皇帝陛下勅語」の三篇を含む「削」(2)十・目録二裏下黒)、「削」(同上、五一表下黒)。

⑨丁汝昌「請納降書」「削除」(4)三・目次九頁下朱)、「削除」(4)三・一三六頁下朱)。次に採録されている伊藤祐亨「覆丁提督書」もあわせて削除された。日清戦争時、威海衛の戦の開戦前に海軍中将の伊東祐亨が、かつて交流のあった清国海軍提督の丁汝昌に送った降伏を勧める書信



である。この二篇は一般向けの時文の読本にはよく採られたが、例えば、伊藤祐亨「覆丁提督書」に「コノ文ハ面白キ題目ナレトモ文辞拙劣語句通セサル所アリ刪去スルニ如カズ」というように、文章に問題があるといった修正意見が付けられて削除した教科書もあった。<sup>20)</sup>

⑩「尺牘」「削」(〈5〉五・一六六頁上部に黒の書き入れ)。訂正版では、修正意見の付かなかった「清朝予備立憲上諭」とともに削除された。

⑪大野徳孝編『冠注高等支那時文読本』(文求堂、明治三十八年(一九〇五)六月)「両將軍接見」「刪」(〈2〉八・四六裏下黒)。

⑫同上「両広総督書牘」「削ル」(〈2〉九・五二表下朱)。

⑬青柳篤恒著『評釈支那時文軌範』(博文館、明治四十年(一九〇七)一月)「端方与蘇州領事返翰」「削除」(〈4〉二・一一四頁下朱)。目次の「端方与蘇州領事返翰」と同じ出典の「曾國藩字論紀鴻」のどちらにもかかるように、上部に山状の線。「曾國藩字論紀鴻」には本文のほうに付箋がないが、こちらも削除された。

⑭同上「局外中立上諭」「削」(〈4〉五・一五三頁下黒)。

「削」(〈4〉五・目次七頁下黒)。次の張之洞「遊学」も誤字のみの修正意見であるが削除された。

⑮同上「清国皇帝問好書」「天皇復書」「賜祭外臣」のほかに、これは日本人の作であるが渋谷牀山「還附遼東半島詔」「諭陸軍海軍人勅」も含めて「皆削」(〈4〉四・目次七頁下黒)。「已下削」(〈4〉四・一三七頁下黒)。渋谷牀山の二篇は残り、「清国皇帝問好書」「天皇復書」「賜祭外臣」のみ削除された。

⑯同上「十月晦日英電」「削」(〈7〉二・目次一頁下黒)。「削」(〈7〉二・四頁、タイトルの右上に黒の書き入れ)。

訂正版では「格言」(『忠経』二篇、『古文孝経』一篇)に入れ替えられた。

⑰同上「正月十日燕電」(目次のタイトル「四月十日燕電」は誤り)。「削」(〈7〉二・目次八頁下黒。目次は横の「教育勅語」にもかかるように山状の黒線と「削」の書き入れがある)。「注意」(〈7〉二・二二二頁下黒。さらに本文のタイトル右上に黒で「削」の書き入れ)。<sup>⑱</sup>と同じ教科書であるが、こちらは代わりに入れ替えられた教材はなかった。<sup>⑲</sup>はその前後に教材があり、削除すると全体を調整しなければならなかったので、同じ分量の教材を挿入した。しかし、<sup>⑲</sup>は最後に収録されていたので削除のみで入れ替えの教材はない。ある教材が採録される理由には、出版者側の編集上の事情も大きく関わっていることを示す例

でもある。

#### 四 漢文教育の「本旨」

以上はすべて削除された教材であるが、次の教材は時文であると修正意見が付けられても削除されずに採録された。

⑮ 作者未詳「吾人之權利」「以下時文体」(9)五・六四頁上部、朱の書き入れ)、「法制經濟倫理等ノ記事ハ漢文ヲ教ユル本旨ニアラサルベキカ」(9)五・六五頁上部、朱の書き入れ)。「以下」とはこの教材に続く「生命」「財産」「名譽」「家産不可分論」「財用論(中村正直)」「理想論」「快樂説」「克己説」「實現説」を指す。これらの教材は誤字のみ修正が加えられてすべて訂正版でも残された。検定制度開始後、修正意見の指示にはすべて従わなくても検定済になってはいたが、本稿でこれまで見てきたように、削除という指示が付けられやすい時文教材は、出版者側も当然採録を避けるようになるだろう。時文を不適切と見なしたのは、教則の規定ではなく、現場の判断である。担当者の検定の基準は、その時々漢文教育の思潮とも無関係ではなかった。⑮の修正意見の中にあつた「漢文ヲ教ユル本旨」とは、その当時はどのように考えられていたのだろうか。検定の担当者一人として推定した岡田正之は、

日本で伝えられてきた漢字漢文を同化的漢字同化的漢文とし、内容と外形の二つの面から、国民との關係を説き、中学校の漢文教育の目的を述べているが、ここでは内容面について取り上げたい。

岡田は、日清日露の両戦争後、国民が「自国の実力が他國に優越したる価値あることを自覚し」、「教育勅語の愈々在り難きことを認識し」、聖勅の注釈である四書等の同化的漢文の大切さに気づいてきた。この国民と同化的漢文との重要な關係は、過去・現在だけではなく、将来も続くものとする。教育上は四書五經に限らず、「醇建な思想が養はれると同時に、高尚な趣味も得られる」<sup>22)</sup>歴史書や詩文も教材として適切であると、同化的漢文の必要性を説く。

そして「我帝國の中堅たるに負かない人格として、祖先の跡を継ぎ後來の國民を導かんとする人士は、どうしても同化的漢文に待たねばなるまいと思ひます、既に同化的漢文を必要とする上は、之れが理解力を養ひて其の要求に応ぜざるべからざるは理の見やすきものであらうと存じます。」<sup>23)</sup>と結ぶ。

この発言のおよそ八年前、時文を中等教育の漢文に盛り込むという前述の帝國教育会の議案の可決の際には、常議員である岡田正之も出席し、時文を加える可否の討論の前

に中等学校における漢文を教授する目的、分量、時数を定める必要があるとして、緊急動議を出したが、賛成者がなく却下された。<sup>24)</sup> 上述のような認識であれば、あるいは当時から時文を学習内容に盛り込むことについては積極的でなかった可能性もあるが、いずれにせよ、この発言中には時文について何も触れていない。

こうした主張は岡田ばかりではなく、明治三十年年代末から四十年代にかけては、原文を通じて行う儒教道徳に基づいた道徳教育こそが、中等教育の漢文科の「本旨」であり、実用性であるという論調が増え、時文も含めて総合的な内容を揃えた漢文教科書の有効性を説くものは皆無であった。小柳司気太も「要目」<sup>25)</sup>では漢文科特有の道徳教育が行えないと批判したように、国語読本に倣った総合的な教材構成により道徳教育偏重を防ぐという編集方針が見直され、教材を絞り込んで漢文科固有の目的の指導に重点を置くことになった。

現時点の調査では、前述の②と⑧を収めた(9)『中等漢文』が、時文を採録した明治期最後の検定済教科書である。漢文教育の意義を説く手段の一つとして採録された時文教材は、漢文教育の目的の変化とともに、不適切と見なされるようになり、その役割を終えた。大正期にも時文を

採った教科書はなく、時文は昭和期まで姿を消した。

#### おわりに

本稿では時文教材に付けられた現存しているすべての修正意見を整理し、削除された教材を紹介しながら、明治後期の検定の実態を明らかにしてきた。

時文は、日清戦争後の社会情勢の変化のもとで、社会的な関心が高まっていた。中等教育の漢文教材としては、伝統的な漢文にはない語彙を学ばせ、同時代の文体に慣れさせることで漢文科の実用性を主張し、近い時代の興味を引く話題を提供するために採録が始まった。特に明治三十六年(一九〇三)二月の帝国教育会の漢文教授法研究部の議決案も採録を促した。一方で、時文教材は学習に相当の間隔がかかり、中学生に負担を与えかねず、その内容も生徒にとつて学ぶべきものはないと見なされることもあり、教材として扱いにくいという問題を含んでいたが、多様な教材構成が評価されていた時期では、検定時に特別な注意は払われなかった。しかし、明治四十年代に入ってから削除を求める指示が増えたのは、漢文科固有の目的について新たに議論が行われたことが背景にあった。つまり、明治期の漢文教科書には、国語の読本の教材構成などを模範にし

た系統のものが明治十年代からすでにあり、それが明治三十年代には主流となったが、明治後期には、漢文科独自の目的が儒教の經典を原文で読ませて道徳教育を行うことにあるという見解が主流を占めるようになる、総合的な教材を揃える編集方針は廃れていった。こうして、時文教材の中学校用の漢文教科書における役割も終わったのである。続いては、『孟子』等の今日でも用いられる教材に付けられた修正意見について整理し、明治期の漢文教材の変遷と検定制度との関わりについて、さらに考察を試みたい。

注

- (1) 青柳篤恒『評釈支那時文軌範』(博文館、一九〇七年一月)、二頁。後述の⑬―⑰の事例の出典である。
- (2) 明治期後半の修正意見の一部については、拙稿『漢文教材の変遷と教科書調査―明治後期を中心として―』(『中国近現代文化研究』一三三号、中国近現代文化研究会、二〇一二年三月)に述べた。
- (3) 『時事寓感 漢文講習法 一変の時機』(『教育時論』第四八八号、開発社、一八九八年八月)、三四頁。
- (4) 三浦叶『明治年間の漢文教科書』(『明治の漢学』汲古書院、一九九八年五月)、四二五頁。
- (5) 上記の内容は、拙稿 a「清末諸家の漢文教材」(『勝山稔編『小説・芸能から見た海域交流』東アジア海域叢書、汲古書院、二〇一〇年十二月)、同 b「漢文教材の変遷と教科書調査―明治三十年代前半を中心として―」(『日本漢文学研究』第六号、二松学舎大学日本漢文教育研究プログラム、二〇一一年三月)に述べた。
- (6) 『中等漢文読本緒言』、国光社編、副島種臣閱『中等漢文読本』巻一(深邊祐順、一八九七年九月二十九日)、諸言裏。この教科書の修正意見については拙稿前掲注(4) bに述べたが時文については言及がない。
- (7) 『編纂ノ要旨』。笹川種郎編『中等漢文新読本』巻一(大日本図書、一九〇〇年十二月十八日初版、一九〇三年十二月七日訂正四版、同年同月九日検定済)、要旨二頁。
- (8) 『官報』第五五七五号、一〇七一―〇九頁。「中学校教授要目」については、長谷川滋成『漢文教育史研究』(青葉図書、一九八四年十二月)、一八一―三二頁等を参照した。
- (9) この決議案については、漢文科存廃論争との関わりから、すでに詳細に論じられている。打越孝明『明治三十年代後半の中学校漢文教育存廃論争について―第七回高等教育会議への廃止建議をめぐって―』(『皇学館論叢』第二四卷第五号、一九九一年十月)、石毛慎一『日本近代漢文教育の系譜』(湘南社、二〇〇九年二月)、一六〇―一七八頁等。
- (10) 『教育公報』第二六九号(帝國教育会、一九〇三年三月)、五三―五四頁。

- (11) 『教育公報』第二七四号(帝國教育会、一九〇三年八月)、二八一—二九頁。
- (12) 法費慶次郎「中学の漢文科」(『教育界』第二卷第七号、金港堂、一九〇三年五月)、四六頁。法費は五月五日に漢文教授法研究部の常議員に委託されている(『教育公報』第二七一、帝國教育会、一九〇三年五月、三七頁)。
- (13) 法費前掲注(12)、四八頁。
- (14) 法費前掲注(12)に同じ。
- (15) 『職員録(甲)』は、明治三十四年四月一日現在、明治三十五年五月一日現在、明治三十六年五月一日現在、明治三十七年五月一日現在を参照した(国立公文書館所蔵明治・大正・昭和官員録・職員録集成(日本図書センター)、一九九〇年一月)所収のものを使用。『文部省職員録』は、明治三十七年八月一日調を参照した。それぞれの略歴は、主に次の文献を参考にした。「文部省図書課長渡部董之介君小伝」(『日本之小学教師』第三卷第三号、一九〇一年八月)、町田三郎「林泰輔と日本漢学」(『明治の漢学者たち』汲古書院、一九九八年一月)、鎌田正「林泰輔」(『東洋学の系譜』大修館書店、一九九二年十一月)、幣原坦「文化の建設——幣原坦六十年回想記」(吉川弘文館、一九五三年二月)、植民地帝國人物叢書24朝鮮編5、ゆまに書房復刻、二〇一〇年五月)。
- (16) 上記の内容は、國次太郎「算術教科書と教科書検定制度——明治30年代を中心に」(『佐賀大学教育学部研究論文集』第二八集之〇)(Ⅱ)、佐賀大学教育学部、一九八〇年七月)、
- 二二五—二二六頁。同「数学教科書と教科書検定制度——明治30年代前半を中心に」(『佐賀大学教育学部研究論文集』第二九集之〇)(Ⅱ)、佐賀大学教育学部、一九八一年七月)、二六七—二七〇頁等を参考にした。
- (17) 『検定済教科用図書表』第三冊(芳文館復刻、一九八五年十二月)、二二七頁。
- (18) 『検定済教科用図書表』前掲注(17)、二五二頁。
- (19) 拙稿前掲注(2)に述べた。
- (20) 弘文館編『中学漢文読本』巻七(弘文館、明治一九〇一年十月三十日)、五二頁下黒。拙稿前掲注(2)にすでに述べた。
- (21) 岡田正之「中等教育の漢文に就きて」(『漢学』第一巻二号、育英舎、一九一〇年五月)、四〇頁。
- (22) 岡田前掲注(21)、四二頁。
- (23) 岡田前掲注(21)、四八頁。
- (24) 『教育公報』前掲注(10)、五三頁。
- (25) 小柳司氣太「中等教育に於ける漢文の地位を論じて其教授法に及び併せて文部省に望む」(『東亜の光』第四卷第八号、東亜協会、一九〇九年八月)。
- (26) 本稿をまとめるにあたり、上記の文献のほかに、山腰敏寛編『中国歴史公文書読解辞典』(汲古書院、二〇〇四年六月)を参考にした。
- (二松学舎大学非常勤講師)